

「評価作業マニュアル（案）」等の改定等について

- 法人からの意見等に基づき、「評価作業マニュアル（案）」等について以下のとおり改定等を行いました。

なお、〈〉内の番号は、「第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る『評価作業マニュアル（案）』、『評価実施要項（改訂案）』及び『実績報告書作成要領（改訂案）』に関する意見対応表」の番号と対応しています。

① 法人の意見に基づく改定

(1) 「評価作業マニュアル（案）」について

〈No. 1〉

P23

中期計画の段階判定

(略)

【留意事項】

判断に当たり、戦略性が高く意欲的な計画については、達成状況の外に、当該計画実行のプロセスや成果の内容を踏まえつつ、積極的に判定を行ってください。計画どおり実施できていない場合においても、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合には、「不十分」とは判定しないでください。プロセスや内容等を考慮し、判定を行ってください。

〈No. 32〉

P3（「評価実施要項（改訂案）」P4にも同様の記載あり）

V 情報公開

機構に対し、本評価に関する法人文書の開示請求があった場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）により、特定の個人を識別できるものや、国立大学法人等に関する情報で開示すると国立大学法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの等の不開示情報を除き、原則として公開します。（略）

(2) 「実績報告書作成要領（改訂案）」について

〈No. 3〉

P20

(2) 留意事項

① 「法人の特徴」に記述した「個性の伸長に向けた取組」と関連を有する中期計画については、その関連が明確に理解できるよう、【★】を付した上で、実施状況を記述してください。

なお、実施状況の記述に当たっては、当該計画の実施によって、どのような個性がどのように伸長したのかを必ず記述してください。（24頁「7 達成状況報告書イメージ」参照）

② 「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、その取組状況が明確に理解できるよう、実施状況を記述してください。

(略)

② 誤字脱字等の修正

「評価作業マニュアル(案)」について

<No. 34>

P5(「評価実施要項(改訂案)」P6にも同様の記載あり)

(3) 現況分析部会

- ① 現況分析部会は、国立大学法人等から提出された実績報告書のうち「学部・研究科等の現況調査表」を分析します。(略)各学部・研究科等の「教育の水準」及び「質の向上度」、「研究の水準」及び「質の向上度」を判定して、**現況**分析結果(原案)として取りまとめ、達成状況判定会議に提出します。

<No. 36>

P14

▽ 「書面調査シート」(目標判定)の作成〔9月中旬～10月上旬〕 25～31頁

①担当者：主担当

(略)

- ※ 事務局より現況分析**判定**結果(素案)に基づく「判定結果(素案)一覧表」「判断理由(素案)一覧表(抜粋)」「中期計画・現況分析結果(素案) 関連整理表」及び「『注目すべき質の向上(素案)』一覧」を送付。**【副担当にも送付】**

<No. 42>

P70

- ※ 「想定する関係者」とは、当該学部・研究科等の教育・研究活動や、その成果を享受する人々や組織等を指**します**。例えば、教育では、在校生・受験生及びその家族、卒業(修了)生、卒業(修了)生の雇用者、当該学部・研究科等と関係ある地域社会等が想定され、(略)

<No. 33、43>

P72

ウ. 「質の向上度」の判定(73頁例示参照)

(略)

1) 「判定」欄

(略)

判定に当たっては、以下の手順により行ってください。

- ① 国立大学法人等から**提出される**「学部・研究科等の現況調査表」(67頁)の「『質の向上度』の分析」の記載(「該当なし」の場合あり)及び観点・分析項目ごとの水準判定についての記載(68～71頁)並びにデータ分析集(68頁)及び入力データ集(68頁)に基づいて、「質の向上度」について判断してください。

(略)

5) 「注目すべき質の向上」欄

(略)

「学部・研究科等の現況調査表」の「『質の向上度』の分析」の記載(「該当なし」の場合あり)及び水準判定についての記載並びにデータ分析集、及び入力データ集に基づき、注目すべき**質**の向上に該当すると判断した事項について記述してください。(略)

<その他の修正>

P46

4) 復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組

国立大学法人等より提出された「中期目標の達成状況報告書」の「法人の特徴」中の[東日本大震災からの復旧・復興**へ**に向けた取組等]欄に記載されている取組のうち、(略)